

役員候補者選出基準が一部変わります

☆理事定数の過半数を認定農業者・実践的能力者に

平成28年4月1日に施行された改正農協法により、新たな理事構成要件が規定されました。規定では「理事定数の過半数を認定農業者・実践的能力者」にする必要があります。当JAでは、平成30年の役員改選から適用いたしますので、お知らせいたします。

◎役員候補者の選出基準

- ・定款、役員選任規程実施規則に定める者のほか、次の選出基準をすべて満たす者。
ただし、員外監事候補者を除く。
- (1)農業を生業としていること。
*女性理事枠についてはこの限りではない。
- (2)組合事業の率先利用者であること。
*女性理事枠については、家族も含めた内容とする。
- (3)年度末において出資金が正組合員の平均以上であること。
*女性理事枠については、家族も含めた内容とする。
- (4)組合内外を問わず延滞債務を有していないこと。
- (5)就任時の前年度末において70歳以下であること。
- (6)現在及び過去において、組合と訴訟関係にないこと。

◎理事（女性理事枠候補者を除く）については、認定農業者、実践的能力者、認定農業者に準ずる者であること。

○認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人。

○実践的能力者の要件

- (1)JAグループの役職員経験者
- (2)販売事業関係の役職員経験者
- (3)購買事業関係の役職員経験者
- (4)その他経済事業関係の経験者（普及員など生産・加工等に関する技術者など）
- (5)企画管理関係

法人役員（生産法人含む）、企画部長などの役職員経験者。税理士・会計士など。公務員経験者

- (6)信用・共済事業関係（金融機関など）の役職員経験者

○認定農業者に準ずる者の要件

- (1)認定農業者である法人の重要使用人
- (2)認定農業者OB
- (3)認定農業者の親族
- (4)認定就農者
- (5)集落営農の役員
- (6)国・地方公共団体の計画に位置付けられた中心的農業者とその親族
- (7)指導農業士
- (8)基本構想水準到達者とその親族
- (9)生産部会等の代表者